

令和5年度姉妹都市交流事業（子ども交流）業者審査基準

1. 審査基準の位置付け

姉妹都市交流事業（子ども交流）業務委託の受託候補者を選定する際の審査での採点基準について記述したもの。提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案者を選定する。

2. 候補者の決定

- (1) 選定委員は企画提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目の合計点をその提案の評価点として審査を行う。
- (2) (1) の評点の結果に基づき、選定委員毎の上位3者を選出し、上位3者に対して、順位点（1位5点、2位3点、3位1点）をそれぞれ付すこととし、その合計点数が最も高いものを受託候補者として決定する。
- (3) (2) の評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の多数決により、受託候補者を決定する。

3. 審査区分と配点基準

各評価項目を5段階で評価することとし、一部の項目では傾斜配点を行う。

標準より優れた提案 / 非常に期待できる	5
標準よりやや優れた提案 / 期待できる	4
標準 / 委託先として望ましい水準	3
標準よりやや劣った提案 / やや劣る	2
標準より劣る提案 / 要求水準を明らかに満たしていない	1

4. 評価基準

項目	評価項目	評価ポイント	配点
企画提案書	行程の設定	行程について無理がなく、安全を確保しながら実施できる提案であるか。	10点
	児童の環境	児童にとって良好な環境（食・住など）が確保できる提案となっているか。	10点
	提案内容	児童の学習意欲の向上や事業への参加意欲を高めるような提案となっているか。	15点
	緊急時対応	病気・ケガ、自然災害などの緊急時にしっかりした対応ができる体制が整っているか。	5点
その他	過去の実績	過去に類似事業の実務・経験があるか。	5点
	費用見積り	経費の積算が妥当であるか。	5点
合計（選定委員一人当たり）			50点